

自動販売機設置事業者募集要項

小野市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件について

設置施設（※設置位置図は別紙参照）

施設番号	施設名称	施設所在地	形式	設置台数
①	ひまわりの丘公園	小野市浄谷町 1545-321	清涼飲料水自動販売機	2台
②	大池総合公園	小野市王子町 917-1	清涼飲料水自動販売機	1台

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての設置許可を取り消します。

(1) 兵庫県内に本店を有する者並びに兵庫県内に支店、営業所等を有する者及び過去3年間において、公共施設等に自動販売機の設置実績がある者であること。

(2) 次のアからカまでのすべてを満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。

イ 国税及び地方税の未納がない者であること。

ウ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有している者であること（該当の場合のみ）。

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

オ 成年被後見人、被保佐人及び破産者のいずれにも該当しない者であること。

カ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 公募条件等

(1) 設置許可等

ア 設置事業者の施設設置について

設置事業者は、自動販売機設置場所として設置する部分について、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）後からの設置とします。

イ 設置許可の期間

設置許可の期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、公用及び公共用としての設置の必要性や設置者の設置状況等を勘案して、本市において設置許可に支障がないと判断した場合は、引き続き1年以内の範囲で設置許可の更新ができるものとします。また、更新については、5回の更新（最長通算6年の設置）を限度とします。

設置許可の更新の際は、別途申請書の提出が必要です。

ウ 工事費等

自動販売機・電気子メーター等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とします。

なお、光熱水費の請求方法については、電気子メーターの指示値により計測した使用量を基に、本市の定める計算式により算出した額とします。

エ 設置条件

自動販売機は、市が指定する場所に市の業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で設置することができます。設置する自動販売機は、外形寸法及びデザイン等を事前に市の承認を得た上で設置すること。なお、申込にあたっては別紙設置位置図を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこと。

また、設置に当たっては、暴風及び地震等災害時を考慮し、転倒防止対策も行うこととする。

オ 特記事項

施設番号①は、幅1,400mm以下の清涼飲料水自動販売機を設置することとし、可能な限り現場の形状に合わせたものを設置することとする。

施設番号②は、幅1,200mm以下の清涼飲料水自動販売機を設置することとし、可能な限り現場の形状に合わせたものを設置することとする。

(2) 設置上の制限

次のアからコまでのすべてを満たす者であること。

- ア 設置許可の条件を遵守し、使用料及び光熱水費を期日までに確実に納付すること。
- イ 設置許可期間中に、許認可等の取り消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。
- ウ 自動販売機による清涼飲料水等販売業務については、応募事業者自らその業務に従事することとし、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。
- エ 自動販売機本体が、ユニバーサルデザインでロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの）及び省エネタイプ・ノンフロン（代替フロン含む）機の設置に努めること。また、支払い方法において現金・キャッシュレス決済が可能な自動販売機の設置に努めること。
- オ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。また、自動販売機に商品PR用のシール等を貼る場合についても、事前に施設管理者に承認を受けること。また、施設番号①清涼飲料水自動販売機においては、自動販売機本体に、回収ボックスを設置していないこと、ゴミは持ち帰ることについて常時掲示し、ゴミゼロを掲げるひまわりの丘公園のルールを理解した上で対応すること。
- カ 販売品目は、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、スポーツドリンクなどの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコール商品含む）の販売は不可とする。
- キ 販売価格については、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ク 販売方法については、ビン、カン、ペットボトル等の密閉型とすること。
- ケ 自動販売機の売上額及び本数については、月別に集計を行い、報告を行うこと。また集計の際、機内カウンター等の立会を求められた場合はそれに従うこと。
- コ 自動販売機の設置にあたっては、安全管理に努めることとし、躯体に影響のないように耐震対策を行うこととする。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理も適切に行うこと。

イ 施設番号①は、回収ボックスの設置はしないこととする。

施設番号②は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、他社製品の持込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルを行うこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 上記の連絡を受けてから、速やかな対応ができること。（現場到着に要する時間の目安は120分以内とする）

(4) 設置の終了

やむを得ない理由により、設置許可期間途中で自動販売機の設置を終了する場合は、終了する日の3か月前までに、市に対し報告を行うこと。3か月前までに報告がない場合については、設置の終了を認めない場合があります。

(5) 設置許可の取消及び変更

本市が許可物件を、公用若しくは公共の用に供するため必要があるとき、許可の条件に違反する行為があると認めるとき又は本市の指示に従わないときは、設置許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがあります。また、本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

4 応募申込み

(1) 申込受付期間

令和6年5月2日（木）～令和6年5月17日（金）

午前9時～午後4時まで（ただし正午から午後1時までは除く。）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

兵庫県小野市中島町531番地

小野市役所3階 地域振興部 まちづくり課 まちなみ景観係

(3) 申込必要書類

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書（指定様式）	○	○
②	誓約書（指定様式）	○	○
③	履歴事項全部証明書	○	—
④	印鑑証明書（個人は印鑑登録証明書）	○	○
⑤	国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書 ※その3の3（法人）又は その3の2（個人）	○	○
⑥	小野市税に未納の税額がないことの証明書	○※1	○※1
⑦	委任状（指定様式）	○※2	—
⑧	見積書（指定様式）	○	○
⑨	販売品目一覧表（指定様式）	○	○
⑩	設置する自動販売機及び商品のカタログ	○	○

※1 小野市内に在住又は本社、支社、支店等がある場合のみ

※2 支店又は営業所等に各関係申請を委任する場合のみ

なお、各種証明書は、発行後3か月以内のものに限り、写しでの提出を可とします。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に**直接持参**してください（郵送、電話、ファクス、インターネット等による受付は行いません）。

(5) 応募資格の確認について

提出した書類を受理し、内容を審査します。応募資格要件を満たさないと判断した場合及び申込必要書類に不備があると判断した場合は、受付を取り消し、その旨を後日、電話連絡します。

5 設置事業者の決定等

(1) 使用料

使用料は、設置する自動販売機で商品を販売して得た代金の総額（以下「売上高」という。）に応じて、使用料を納入していただく歩合制です。各月の売上高に見積書に記載された歩合（以下「使用料率」という。）を乗じて得た額（小数点未満切捨て）を使用料とします。

なお、1年間の使用料の合計額が60,000円に満たない場合

は、合計額と60,000円の差額についても納付していただきます。ただし、設置許可期間が1年に満たない場合は、設置許可期間に応じた額とします。

(2) 納付方法

毎月の売上実績報告に基づき、使用料を算出します。

半年に一度、過去6か月分の使用料をまとめた納付書を作成しますので、指定する期日までに納付していただきます。

(3) 設置事業者の決定

市が予定する使用料は、施設番号①は売上高の25%以上、施設番号②は売上高の15%以上とし、提示された使用料率により、設置事業者を決定します。

(4) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき使用料率の見積りをした者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。

当該応募申込者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（審査事務に関係のない職員）が応募申込者に代わってくじを引き、設置事業者を決定します。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできません。

(5) 結果の通知

結果については、参加者全員に文書にて通知します。

(6) 見積り合わせの中止

不正な提案が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積り合わせを中止又は延期することがあります。

6 設置許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、公園施設設置許可申請書（本市指定様式）を提出してください。

なお、設置許可については、応募申込書に記載された名義又は、申込者から委任を受けた受任者（支店等）以外には行いません。

7 設置事業者の決定の取消し

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合。

8 その他

(1) 設置事業者の決定後、仕様等についての不知又は不明を理由とし

て異議を申し立てることはできません。

- (2) 設置許可の手続き及び履行に関する一切の費用については設置事業者の負担となります。
- (3) 本実施要項に定めのない事項については、地方自治法及び同施行令並びにその他関連諸法令に定めるところにより処理します。
- (4) 本要項に記載のないことについては、別途小野市が定めることとします。

9 問い合わせ先

小野市 地域振興部 まちづくり課 まちなみ景観係

〒675-1380

兵庫県小野市中島町531番地

電話 (0794) 63-2182